

とん税及び特別とん税納付申告書（S—1015）

「納付とん税および特別とん税の額」欄には、適用税率にその船舶の純トン数を乗じた額（実際に納付すべき金額）を記載する。この場合において、その純トン数にトン未満の端数があるときにはこれを切り上げて 1 トンとして計算させる。また、算出されたとん税及び特別とん税の額に 100 円未満の端数金額がある場合には、その端数金額を切り捨てた後の金額をこの欄に記載する。

「申告者」の項には、船長（船長がその職務を行うことができない場合には、その職務代行者）が記載するが、税関長の承認を受けて定めた特別納税義務者があるときは、その者が申告者となり、その者の住所氏名又は名称を記載する。

なお、とん税及び特別とん税の納付を令第 2 条第 2 項ただし書（電子情報処理組織による納付手続）に規定する財務省令で定める方法により行う場合には、申告書の上部余白に当該方法によりとん税及び特別とん税を納付したい旨（例えば、「MPN 利用」）を明瞭に記載する。